

2021年第3回定例会 一般質問②

外環道トンネル工事近隣住民の安全安心を取り戻すために

(1) 4月の住民説明会後の動きについて

次に外環道トンネル工事近隣住民の安全安心を取り戻すために、2点質問いたします。

昨年10月18日に陥没事故が起きてからさまざまな経緯がありましたが、事業者は、「地盤の緩みはトンネル直上部に限定される」との見解を3月19日の有識者委員会で報告、4月の沿線自治体での住民説明会でも示した上で、突如、移転の話を持ち出しました。

現在、移転の必要性を判断するため、測量を依頼する個別訪問が始まっていると聞いています。そのあたりの動きについて、市はどのように把握をしているのでしょうか。

<市長答弁>

今回の陥没等発生後、市は、日々寄せられる多くの不安や要望等の声に丁寧に耳を傾けるとともに、内容に応じて個別訪問を行うなど、地域住民をはじめとする市民の不安払拭に向けて真摯に取り組んで参りました。

加えて、陥没・空洞箇所周辺において、道路や地下埋設物の安全確保に向けた対応を図って参りました。

また、現在もなお事業者に対し、真に市民の不安解消を図るべく、丁寧且つ迅速な対応を求める等、日々調整を行っているところです。

陥没・空洞箇所周辺にお住まいの方々においては、現在においても大きな不安を抱えながら生活をされていることを認識しており、本年4月に開催された説明会においても、地域住民から不安や心配の声が多く寄せられていることを承知しております。

今後、事業者により、緩んだ地盤の補修や補償に向けた対応が本格的に始まっていくと認識しておりますが、市としては市民の安全・安心を確保する立場から地域住民が不安に感じている状況を確認し、事業者に伝えるとともに、一人ひとりの住民に寄り添った誠意ある対応を行っていくことを引き続き事業者に強く求めて参ります。

<都市整備部答弁>

本年3月19日に開催された有識者委員会において、陥没・空洞の発生は特殊な地盤条件下における特別な作業に起因するシールドトンネルの施工が要因と推定され、施工に課題があったことが確認されました。また、今回の施工で生じた地盤の緩みについては補修が必要であり、補修範囲や施工方法等は、引き続き調査・検討することが確認され、こ

れらについて報告書としてとりまとめられました。

これを受けて、事業者は陥没・空洞箇所周辺をはじめとする沿線7市区の住民を対象に説明会を開催し、報告書の内容や補償等の方針に関する説明を行いました。

事業者はこれまでも陥没・空洞箇所周辺の住民を繰り返し訪問し、家屋調査や補償等について個別の事情や要望を伺う等の対応を行っており、現在は4月に開設した常設相談窓口での相談や家屋中間調査の対応と併せて、地盤補修予定範囲にお住まいの方々に対して順次個別に説明等に伺っているとのことであります。

(2) トンネル直上だけでなく範囲を広げた地盤調査の重要性について

ありがとうございます。最後にまとめます。

次に、市道管理者としてトンネル直上からさらに広範囲の地盤調査の重要性をどのように認識しているか伺います。

事業者による陥没地点より東側の地盤調査は2カ所のみで、いずれも入間川の西側、非常に狭い範囲です。入間川の東側ではシールドマシンの掘削時には、振動の苦情が数多く出ていましたので、カッター閉塞期間中の強い揺れが地盤にどの程度影響を与えたか懸念されますが、事故後、その地域でのボーリング調査は実施されていません。

そもそもこの地域では事前の地盤調査を行っていません。何と比べて現状の地盤に「工事の影響はない」と結論づけられるのか、その根拠を事業者に求めましたが、回答は得られませんでした。

また、同地域では微動アレイ探査を行っていますが、その結果には有識者委員会の資料にも公開されていない箇所があります。確認したところ、「私有地での調査だったため、地権者への配慮から公開をしていない」、とか「解析が終わっておらず、完了したら後日HPで公表する予定」との回答でした。

工事の影響があるかどうか比較判断するための事前のデータもない、現状を把握するための調査の結果は解析が完了していない。こういった状況で、地盤補修の対象となる緩みはトンネル直上部のみ、と言っているわけです。

適切な事前のボーリング調査を怠っておきながら、陥没や空洞の原因に対して地盤の特殊性を強調、直接の原因は土砂の取り込みすぎに限定するという有識者委員会の見解についても、想定被害を小さく見せようとしているとしか思えません。有識者委員会は第三者委員会ではないため、見解の客観性が100%担保されていないわけですが、市はこういった見解をそのまま認めるのでしょうか。

事業者も把握していたように、現地は振動を伝えやすい地盤です。地盤専門家は、広範囲に緩みが点在している可能性を指摘しています。市道を含め、もし地盤が緩んでいれば、今後の地震の影響が懸念されます。また、こちらも専門家が指摘していますが、地盤が緩むと振動は伝わりやすくなるそうです。若葉町や入間町でも震度2くらいに感じられる揺れの中で1日中、何日も過ごした住民は、今でもさまざまな健康被害に苦しんでいます。もし市道地下の地盤が緩んでいれば、そこを伝わるさまざまな振動がこれから先、長きに渡って近隣住民の健康被害を拡大する可能性があります。このような理由からも、市道管理者として、トンネル直上を超えた広範囲における地盤を把握すべく主体性をもって事業者に対し調査を求めるべきと考えます。市の認識をお答えください。

<都市整備部答弁>

有識者委員会においては、ボーリング調査や物理探査の結果及び推定メカニズムを踏まえ、南行トンネルの直上が地盤の緩みが生じている範囲と推定されました。

これまで市は市議会と連名で、二度にわたり事業者に緊急要請を行い、早急な原因究明や安全性の確認、住民の不安払拭のため万全の対策を講ずることなどを、強く求めて参りました。その中で、市内のシールドマシン掘進完了区間及び当該陥没・空洞箇所周辺において、ボーリング調査及び音響トモグラフィ調査を追加で実施するなど、地盤状況等の調査を迅速かつ徹底的に行うことについても、要請しています。

一方で、地域住民からは、南行トンネルの直上以外に緩みが生じている可能性への不安や心配の声が上がっていることも承知しております。

今後も引き続き、市は地域住民の不安払拭に向けて、必要な調査の実施、地域住民への丁寧な対応及び迅速な情報提供等を行うように、事業者に求めて参ります。

<まとめ>

ご答弁ありがとうございました。まとめます。現在の事業者の動きについては、市も把握はしていることは分かりました。ただ、市長のご答弁からは、市の財産を傷つけられた被害当事者であるとの認識が伝わってきません。今回の質問は、そこを確認したかったんです。当事者意識をお持ちでない市長から、住民の不安に寄り添うとの答弁をいただいても、住民には伝わりません。市は単なる事業者と住民の仲介役ではありません。

市道管理者である市は、被害を受けた当事者として実態を把握する権利があります。そして、住民を守る立場として、実態を把握する義務があります。そういう主体性をもって事業者と向き合っているのでしょうか。自らの財産に被害を受けた立場で被害住民と思いを

共有しているでしょうか。私にはそうは思えません。

参事のご答弁では、今後もその都度必要な要望をしていくとのことでした。これまでの要望書で用いている「陥没・空洞箇所周辺」という表現が指す範囲については、事業者が示す調査範囲ありきではなく、それよりも広範囲であるべきです。そうでなければ、地震被害や振動に起因する健康被害から市民を守り、安全安心を取り戻すことはできないと考えます。市が取り組むべきことは不安解消ではなく、真の安全安心を取り戻すことです。事業者に対し、今後、主体性ある強い姿勢で地盤調査の拡大を要望していただきますよう、強く要望して私の一般質問を終わります。